

バリアフリー新法に係る特定路外駐車場について

バリアフリー新法に係る特定路外駐車場について

1. はじめに

平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」が施行され、特定路外駐車場を新設する場合は、省令で定められた構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等移動円滑化基準）への適合が義務付けられました。

また、既存の特定路外駐車場についても基準に適合させる努力義務があります。

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置（変更）するときは、あらかじめ、市長に届出が必要になります。

2. 届出が必要な駐車場（特定路外駐車場）

特定路外駐車場とは

特定路外駐車場とは次の～すべてに該当する駐車場をいいます。

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車マス）が500㎡以上のもの。

利用について駐車料金を徴収するもの。

ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除きます。

3. 届出方法

バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場の届出は、駐車場法第12条の規定による届出（路外駐車場の届出）をする際に、届出書に次項「4. 届出書類」に掲げる書類を添付して届出をします。

4. 届出書類

特定路外駐車場の届出をする際は、次に掲げる書類が必要になります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書きに基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（第 2 号様式）

路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺 1/200 以上の平面図

5. 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

【路外駐車場車いす使用者用駐車施設】

1. 特定路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を 1 以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場についてはこの限りではない。
2. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 幅は 350cm 以上とすること。
 - (2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
 - (3) 路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

【路外駐車場移動等円滑化経路】

1. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。
2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
- (2) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm 以上とすること。
- (3) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
幅は、120cm 以上とすること。
50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (4) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
幅は、段に代わるものにあっては 120cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。
勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えないこと。
高さが 75cm を超えるもの(勾配が 1/20 を超えるものに限る。)にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。
勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

【特殊の装置】

- 1 .これまでの規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこれまでの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

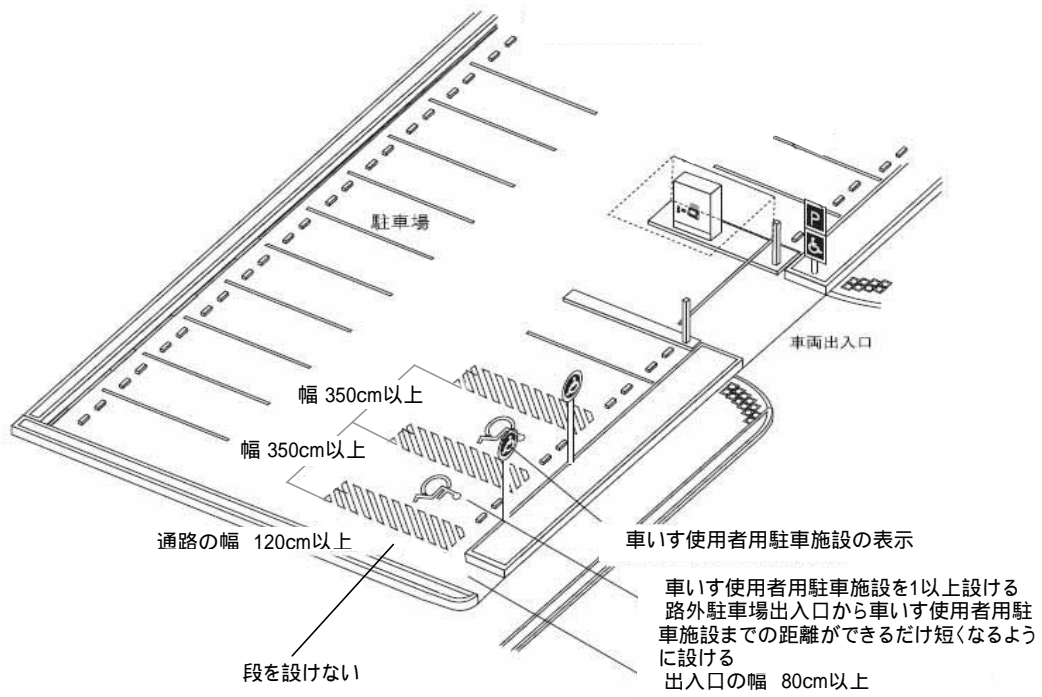
バリアフリー新法に係る特定路外駐車場の設備等に関するチェックリスト

（「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」の規定による）

項目（根拠法令）	特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準	状況	備 考
路外駐車場 車いす用駐車施設 （省令第2条）	1. 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（車いす使用者駐車施設）を1以上設けているか		
	2. 車いす用駐車施設は次の基準を満たしているか		
	幅は350cm以上あるか		
	車いす用駐車施設又はその付近に、車いす用駐車施設の表示をしているか		
	省令第3条に規定する路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けられているか		
路外駐車場移動等 円滑化経路 （省令第3条）	1. 車いす用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）となっているか		ただし、傾斜路を併設している場合は段を設けてもよい
	2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次の基準を満たしているか		
	経路上に段を設けていないか		
	経路を構成する出入口の幅は80cm以上あるか		
	経路を構成する通路は次の基準を満たしているか		
	(1) 幅は120cm以上あるか		
	(2) 50m以内ごとに車いすの回転できる場所があるか		
経路を構成する傾斜路は次の基準を満たしているか		段に代わるもの又は、段に併設するものに限る	
(1) 段に代わって設置している傾斜路の場合、幅は120cm以上あるか			

項目（根拠法令）	特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準	方針	備考
	<p>段に併設している傾斜路の場合、幅は90cm以上あるか</p> <p>(2)勾配は1/12（高さが16cm以下のものについては1/8）を超えていないか</p> <p>(3)高さが75cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか</p> <p>(4)次の(イ)又は(ロ)の条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けているか</p> <p>(イ)勾配が1/12を超える傾斜</p> <p>(ロ)高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜</p>		
<p>特殊の装置 (省令第4条)</p>	<p>1.国土交通大臣が認める特殊の装置に該当するものがあるか</p>		<p>ある場合、国土交通大臣の認定書の写しを添付</p>

特定路外駐車場の例



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の ^{こう} 配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		口 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の概要	認定の番号 特殊の装置の名称等	

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」口欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」口の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。